平成２１年（フ）第８４６３号
大阪市生野区鶴橋５丁目11番16号
破産者　金山義夫こと　金　　昌洙
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６９号
大阪市城東区東中浜６丁目５番19号
破産者　芹澤　孝慈
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７４号
堺市中区楢葉99―１、開始決定時の住所大阪府河内長野市荘園町21番１号
破産者　浦﨑　富子
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１２９１号
神戸市東灘区魚崎南町１丁目４番17―303号
破産者　冨田美智子
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３２号
神戸市須磨区大田町１丁目３番14―204号
破産者　村上　郁男
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７４号
神戸市兵庫区荒田町１丁目10番５―1002号
破産者　渡　　直孝
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８号
兵庫県伊丹市荻野１丁目108番地　ダイヤモンドハイツ203号
破産者　飯田　　健
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７３号
兵庫県宝塚市川面２丁目４番15号105、前住所兵庫県西宮市生瀬東町41番３号
破産者　保富いつゑ
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１０号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―944号
破産者　加藤　嘉弘
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１９号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―944号
破産者　加藤　美紀
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５４号
兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目47番地瑞穂アーバンライフ401号
破産者　籔川　嘉則
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目７番４号203号
破産者　岩本　博文
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８００号
兵庫県西宮市五月ヶ丘10番26―105号
破産者　紙屋　憲一
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９１９号
兵庫県尼崎市神田北通６―163、住民票上の住所兵庫県尼崎市神田北通６丁目159番地の６ベル・アーバニティ尼崎203号
破産者　安西　信江（旧姓井上）
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４号
島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二６番地１
破産者　松本　悦夫
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
山口県山口市松美町３―75、住民票上の住所岡山県美作市桂坪634番地１
破産者　土居　隆典
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１４７号
岡山県津山市川崎1390、住民票上の住所岡山県津山市川崎420番地
破産者　木下　耕之
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２１３号
熊本県玉名郡南関町大字小原120番地３　サンコーポラスなんかん２―101
破産者　立田　寿次
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７７１号
熊本市戸島西１丁目34番２―208号
破産者　藤村富美幸
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５３６号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１市住4541
破産者　原田　　守
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

第明治三十二種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日